

## 別紙

### ■水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

（行政庁への届出）

第二百二十六条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 ～ 十一 （略）

十二 その他農林水産省令（信用事業又は倉荷証券に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

（罰則）

第三十条 次に掲げる場合には、組合の役員、清算人若しくは第四十一条の二第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 ～ 四 （略）

五 （中略）第二百二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

### ■漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

（届出事項等）

第五十一条 法第二百二十六条第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 ～ 十七 （略）

十八 組合、連合会若しくはその子会社又は信用事業受託者（第二項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあつては、当該組合又は連合会が委託する信用事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十九 ～ 21 ～ 五 （略）

3 第一項第十八号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合若しくは連合会が知った日から一月以内に行わなければならない。

### ■非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）

（申立ての方式等）

第四十三条 非訟事件の申立ては、申立書（以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならない。